

(説明会の配布資料)

東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画

【説明会資料】

平成28年2月

1

本計画の位置づけ

平成24年8月に「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画(素案)」に基づき、今日までの取り組み及び市民の方々のご意見等を踏まえた上で、直面している課題を改善するため、今後の清掃行政における方向性を総括的かつ具体的な実施計画として示すものであります。

現在までの経過について

年月	経過
平成13年10月	東京都市長会政策提言「多摩地域におけるごみゼロ社会を目指して」 ～ 家庭ごみ有料化の実施について～
平成17年12月	東久留米市一般廃棄物減量等推進審議会 答申(その1) 「東久留米市においても家庭ごみの有料化が必要である」 「現行のボックス収集方式を残したまま導入すべき」
平成18年6月～	容器包装プラスチック分別回収説明会 併せて来場者に有料化のアンケート調査を実施の結果 「有料化に賛成 6割」 「ただし戸別収集の導入を」
平成18年7月	有料化に関するパブリックコメントを実施
平成18年10月～	容器包装プラスチックの分別回収を開始
平成18年12月	東久留米市一般廃棄物減量等推進審議会 答申(その2) 「容器包装プラスチック分別回収説明会でのアンケートやパブリックコメントの結果を受け情勢の変化を受け止め、ボックス収集方式の廃止を改めて提言」

3.

年月	経過
平成19年9月	家庭ごみ有料化導入基礎調査を実施
平成20年12月	社会経済情勢の影響から家庭ごみ有料化の延期を表明
平成24年1月	東久留米市一般廃棄物減量等推進審議会 答申(その3) 「東久留米市においても家庭ごみの有料化が必要である」
平成24年3月	「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」の見直しにより、平成28年度までに、1人1日当たりの平均ごみ排出量を、505.0gとする目標を立てる。
平成24年8月	東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画(素案)を策定
平成24年10月～	家庭ごみ有料化に向けた市民意見交換会及び実施計画(素案)に対するパブリックコメントを実施
平成25年1月～	市民意見交換会及びパブリックコメントの意見を受け、更なるごみ減量の取り組みを強化実施し、今日に至っている。
平成27年10月	ごみに関する市民アンケート調査の実施
平成27年11月	東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画(原案)を策定
平成27年12月	家庭ごみ有料化導入基礎調査報告書の作成

今日までのごみ減量に関する取り組みについて

平成25年1月から今日まで市民啓発・分別収集の推進に係るごみ減量の取り組みとして約1,900回の説明会等を行い、延べ13,360名の方々に対してごみ減量に関する取り組みの周知と協力を求めてきました。

説明会内容	回数
ごみ減量説明会 (排出マナー・全体的なごみ減量に関するもの)	652
環境学習会	59
減量説明会 (ガラス被害・紙類減量に関するもの)	372
EPR(拡大生産者責任)説明会	19
電話による説明 (生ごみ減量に関するもの)	801
合計	1903

5

ごみ対策課の取り組みによる効果

平成26年度は燃やせるごみを平成24年度実績より588t(1人あたり15.9g)、燃やせないごみを134t(1人あたり3.4g)減量することを目標として様々な取り組みを行ってきましたが市全体としては大きな成果をあげられていないのが現状です。

取り組みによる資源量等の推移

項目	平成25年	平成26年
小型廃家電類の実験回収	5,848.6kg	9,789.5kg
鉄・非鉄類の実験回収	3,613.1kg	3,449.2kg
落ち葉の腐葉土化実験	6,207.4kg	未実施
資源集団回収の取り組み	8,102kg	9,072kg
生ごみ減量の取り組み	898.5kg	3,613.5kg
ダストボックスの撤去	1,522.3kg	近隣のボックスへの排出を確認
合計	26,191.9kg	25,924.2kg

家庭ごみの排出量の推移

年度	家庭ごみの排出量 (1人1日当たり)	前年度比
23年度	609.4g	
24年度	604.6g	-0.80%
25年度	605.0g	0.10%
26年度	590.8g	-2.30%

6

東久留米市の収集における課題

様々な取り組みや市民の方々からのご意見により現状の収集における主な課題は以下の6点です。

- (1) 排出者が特定できないため直接指導ができないこと
- (2) 集積所までごみを排出しに行かなければならないことや品目によって排出場所が異なってしまう
- (3) 分別排出にご協力いただける方が増加しないことで結果的に市全体としては分別排出が進まないこと
- (4) 同地域においても場所によって排出方法が異なること
- (5) 集積所での騒音や臭気、近隣の方々による施設や容器の管理に係る負担等
- (6) グループを組んで排出を行う「ステーション」による収集方式は敷地の形状によって支障が出ることや生活スタイルの差異による混乱が生じる

7

各種収集方式におけるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
ダストボックス	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害に遭いにくい ・収集車1台当たりの収集量が多い※1 ・収集コストが割安 ・ごみのプライバシーが守られる ・市民の間に浸透している 	<ul style="list-style-type: none"> ・曜日、時間が守られない ・周辺の臭いは防ぎきれない ・騒音を生ずることがある ・路上設置は法的に問題がある ・不法投棄を誘発する ・分別等について個別の指導ができない ・クレーン作業の危険性 ・収集車両が整備費を含め割高/低容積化 ・ボックス管理コストがかかる ・ボックスによる事故発生の恐れがある
ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・収集作業が効率的 ・収集コストが割安 ・曜日が守られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害の恐れがある※2 ・分別等について個別指導ができない ・排出時間が守られないことがある ・ネットやコンテナを管理する必要がある ・敷地の形状によっては排出により生活上支障が出る可能性がある
戸別収集	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者責任が果たされやすい ・集積場所まで運ばなくて良い ・戸別に排出指導できる ・不法投棄が減る ・曜日、時間が守られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害の恐れがある※2 ・ごみのプライバシーが守られない ・収集車1台当たりの収集量が低下する※1 ・収集コストが増加する

※1 ダストボックス・ステーション方式の場合…約2,000世帯/台・日

戸別方式の場合…約1,600世帯/台・日

※2 ポリバケツの設置等により防止することができる

家庭ごみ有料化の目的と効果

家庭ごみ有料化の目的は、「ごみの減量」、「公平な負担」、「ごみに対する意識の向上」であり、排出抑制によるごみの減量や再生利用の推進を進めることによって循環型社会の形成に寄与するとともに、各市民の排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できます。ひいては、ごみの排出量に大きく影響される中間処理施設や最終処分場の負担軽減においても効果が期待されます。

家庭ごみ有料化の目的と効果

◆ごみの減量◆

◆排出量に応じた公平な負担◆

9

戸別収集の目的と効果

戸別収集の目的は、「分別排出の推進」、「排出方法の統一」、「ごみに対する意識の向上」であり、排出者が明確化されることによりごみに排出に対する責任感の増加が見込まれることで結果的に分別排出の推進を図ることができるとともに市内全域で排出方法の統一化を図ることができます。

戸別収集の目的と効果

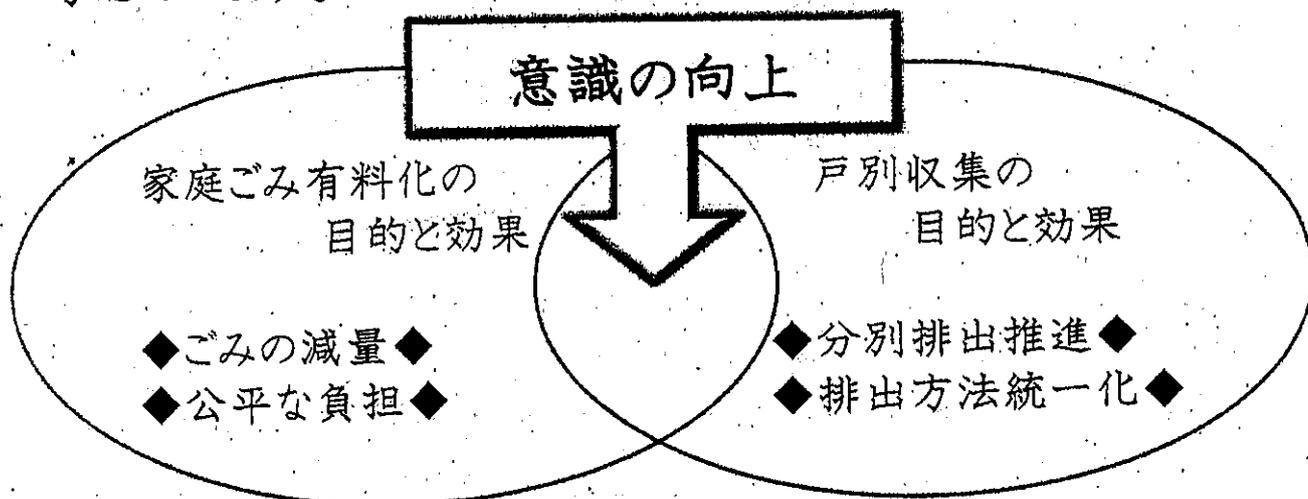
◆分別排出の推進◆

◆排出方法の統一化◆

10

家庭ごみ有料化と戸別収集

「家庭ごみ有料化」と「戸別収集」という目的及び効果が異なった制度を同時に導入することで現在の清掃行政において抱える諸課題の解決を図ることができるとともに市民の方々がごみに対する意識の向上をさせる機会になると考えています。



11

家庭ごみ有料化の実施内容

(1) 有料化の対象範囲

「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「容器包装プラスチック」

(2) 有料化の対象から除外する家庭ごみ

「PETボトル」・「びん」・「缶」

「紙類」

→ (新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ・シュレッダーした紙)

「有害ごみ」

→ (蛍光管・乾電池・ライター・スプレー缶・テープ類・水銀含有物等)

「布類」・「紙おむつ」・「落ち葉・草」

◆ 申込制による回収 ◆

「剪定枝」

◆ 拠点に設置の小型家電回収ボックスによる回収 ◆

「小型廃家電類」

12

(3)その他有料化の対象から除外する家庭ごみ

「ボランティア清掃」

※地域清掃等のボランティア活動で集めたごみに限ります。

「市の主催事業」

※市が主催するものであり、行事参加者の排出したごみが対象。

ただし、当該行事において、第三者に有料販売を行った団体の排出ものは、事業系ごみとなり、対象外とします。

手数料負担の仕組み

(1)均一従量制

1リットルあたりの単価を定めて手数料制とすることにより、市民一人一人が意識的にごみの減量に取り組むことが期待できるため、均一従量制方式を採用することとします。

(2)指定収集袋制

家庭ごみを排出する市民にとって取り扱いが簡単で減量効果を実感しやすく、負担の公平性が確保できるなどのメリットがあることや合理性等において優位性が認められることから上記方法を採用することとします。

(3)手数料の納付方法

ごみ処理手数料は、市が業務委託により作成した指定収集袋を市が指定する取扱店(小売店やコンビニ等)で購入することにより、納付することとします。なお、取扱店は、市民の方々が購入しやすいよう利便性を考慮し、隣接する他市の店舗も含め広く募集することとします。

手数料の設定について

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」によると、家庭ごみ有料化手数料を設定する際には以下の3点を考慮すべきとなっています。

- (1) 一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進への効果
- (2) 住民の受容性に考慮
- (3) 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

市では上記3点及び市民アンケートの結果から以下のように単価設定しました。

品目	種類	手数料 (各袋1枚あたり)
燃やせるごみ 1リットルあたり2円	ミニ袋 (5リットル相当)	10円
	小袋 (10リットル相当)	20円
	中袋 (20リットル相当)	40円
	大袋 (40リットル相当)	80円
燃やせないごみ 1リットルあたり2円	小袋 (10リットル相当)	20円
	中袋 (20リットル相当)	40円
容器包装プラスチック 1リットルあたり1円	小袋 (10リットル相当)	10円
	中袋 (20リットル相当)	20円
	大袋 (40リットル相当)	40円

15

減免制度について

家庭ごみ有料化は、新たな経済的な負担を伴う仕組みとなることから、実施にあたっては、天災やその他特別の理由があると認める場合のほか、低所得者等に対する経済的負担の軽減を考慮し、ごみ処理手数料の減免措置を講じて経済的な負担を軽減します。

【減免対象】

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 身体障害者手帳1・2級の者が属する非課税世帯
- (3) 愛の手帳1・2度の者が属する非課税世帯
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の者が含まれる非課税世帯
- (5) 児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯
- (6) 老齢福祉年金受給世帯
- (7) 災害や罹災による被害にかかる廃棄物の処分

16

減免による指定収集袋配布枚数

(1)から(6)については、複数の要件を満たす場合はいずれか一つの要件のとして必要書類を提出し、世帯人数に応じて決定した有料袋を配布します。なお、必要枚数の算出についてはごみの排出量及び減量の観点をもとに算出した枚数を配布します。

(7)については現行のと通りの申請方法によります。なお、(7)に該当する場合は必要枚数を配布します。

世帯人数	用途	容量	年間配布枚数
1人世帯	燃やせるごみ	5リットル	100枚
	燃やせないごみ	10リットル	40枚
	容器包装プラスチック	10リットル	20枚
2~4人世帯	燃やせるごみ	10リットル	100枚
	燃やせないごみ	20リットル	40枚
	容器包装プラスチック	20リットル	20枚
5人以上世帯	燃やせるごみ	20リットル	100枚
	燃やせないごみ	20リットル	80枚
	容器包装プラスチック	20リットル	40枚

17

配布方法

減免申請書の提出については、関係部署と連携を図り台帳を作成します。1年分を関係部署窓口で配布(転入など年度途中からの該当者には、転入月より配布)できるよう市内の関係部署と調整し、有料化実施までに設計をしていきます。

収集方式変更手順

(1)資源用回収容器の撤去・変更／共同住宅収集・回収容器変更
資源用ボックスを約3ヶ月間で撤去し、併せて当該清掃施設及び路上ボックス脇にクレーンを使用せずに収集可能な別の資源用回収容器を設置します。また、共同住宅については、既存のボックス及び資源用回収容器すべてを代替容器に変更し、集積所が特定されていない共同住宅については申請等により排出場所を設定していきます。



(2)ボックスの封鎖及び一部品目の戸別収集開始

一時的にボックスを封鎖し、共同住宅を除く戸建住宅においては「燃やせるごみ」について戸別収集を開始します。また、移行時に限り戸建住宅については希望者に戸別収集用容器を配布します。

なお、「燃やせないごみ」「容器包装プラスチック」「紙類」「びん」「缶」「PETボトル」については現在利用している場所を継続的に利用する。ボックスの撤去までの期間にはボックスに収集変更に関する貼紙を行うことなど周知を図ります。

19

(3)ボックスの撤去

ボックス封鎖から一定期間後に順次市内全域のボックスを撤去します。路上ボックスについては他品目の排出場所の目印となっているため、撤去後はカラーコーン等の設置します。



(4)有料袋の販売開始及びパンフレットの配布

平成29年5月(予定)から市が指定する取扱店での指定収集袋の取扱いを開始します。また、有料化後の収集に関する冊子の配布を行います。



(5)家庭ごみ有料化の開始(平成29年7月1日実施予定)

有料化開始とともに全品目戸別収集に変更となります。

新たな収集体制

1台の収集車両で同時に複数品目を収集すること及び排出時間を午前8時30分までとすることで原則的に現状の収集頻度を維持していきます。ただし、各曜日5袋までの排出量制限(一部除外品目あり)を設け、これを超える場合は申込み制とします。

曜日 地域	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
東地域	容器包装プラスチック PETボトル	燃やせるごみ びん	燃やせないごみ 有害ごみ	缶 紙類 布類	燃やせるごみ びん
西地域	燃やせるごみ びん	容器包装プラスチック PETボトル	燃やせないごみ 有害ごみ	燃やせるごみ びん	缶 紙類 布類

東地域： <水川台><金山町><上の原><神宝町><大門町><東本町><新川町><浅間町><本町><学園町><ひばりヶ丘団地><南沢><中央町>

西地域： <小山><幸町><野火止><八幡町><下里><南町><前沢><弥生><滝山><柳窪>

※上記地域区分は清掃行政上の地域区分です

21

制度導入後の排出方法

分別区分	料金設定	収集回数	排出方法
燃やせるごみ	有料	1週に2回	指定収集袋
燃やせないごみ		1週に1回	
容器包装プラスチック		1週に1回	
PETボトル	無料	1週に1回	透明または半透明の袋
びん		1週に2回	
缶		1週に1回	
紙類		1週に1回	
布類		1週に1回	袋(色付きも可能) ※「布」と表記 ※必ず晴れた日に排出
有害ごみ		1週に1回	透明または半透明の袋 ※危険物となるため必ず品目を表記
紙おむつ		1週に2回	透明または半透明の袋 ※「紙おむつ」と表記 ※燃やせるごみの日に排出
剪定枝 (リサイクルできる枝に限る)		随時	申込制
落ち葉・草		1週に2回	透明または半透明の袋 ※1回の収集につき3袋まで ※燃やせるごみの日に収集
小型廃家電類		拠点回収	小型家電回収ボックスによる回収

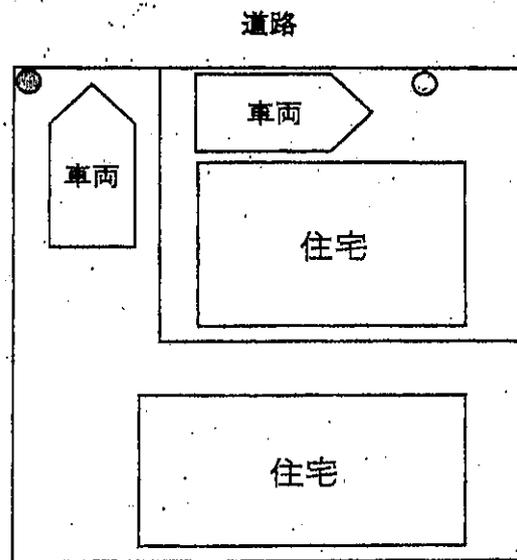
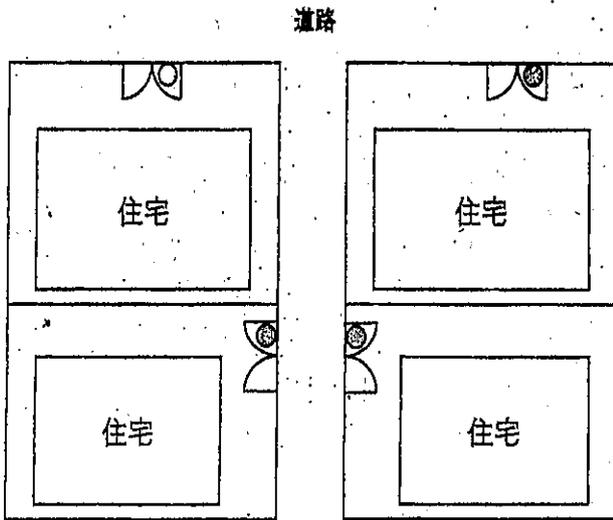
22

排出場所について

◆戸建住宅◆

(1)住居が道路に接している場合

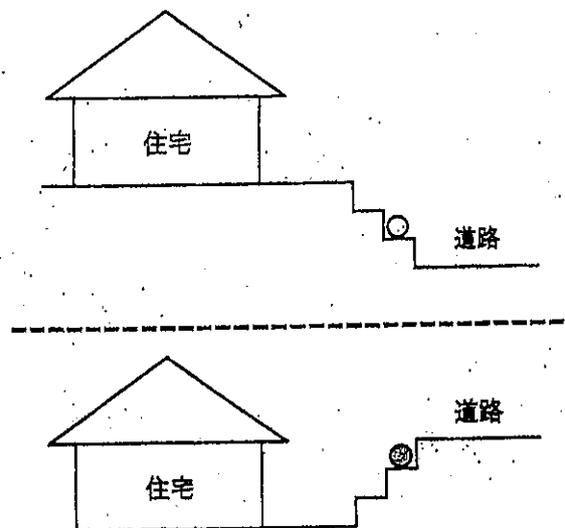
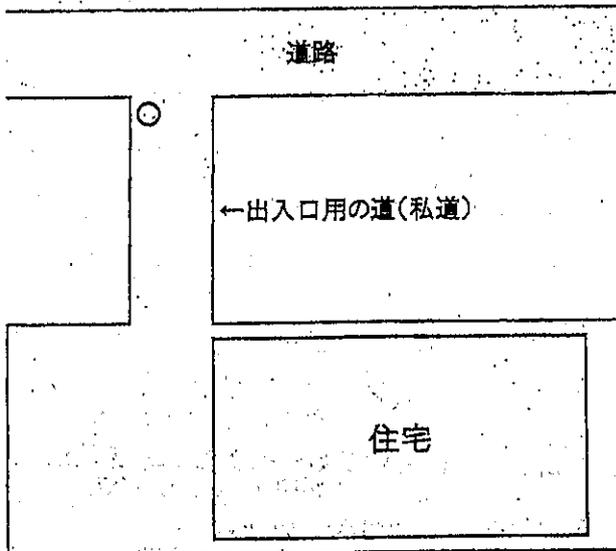
(2)奥まった場所に住居がある場合



23

(3)専用の私道の先に住居がある場合

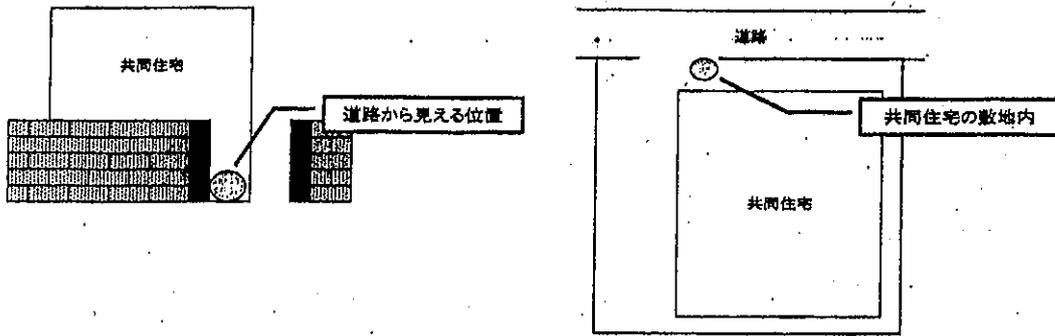
(4)階段の上下に住居がある場合



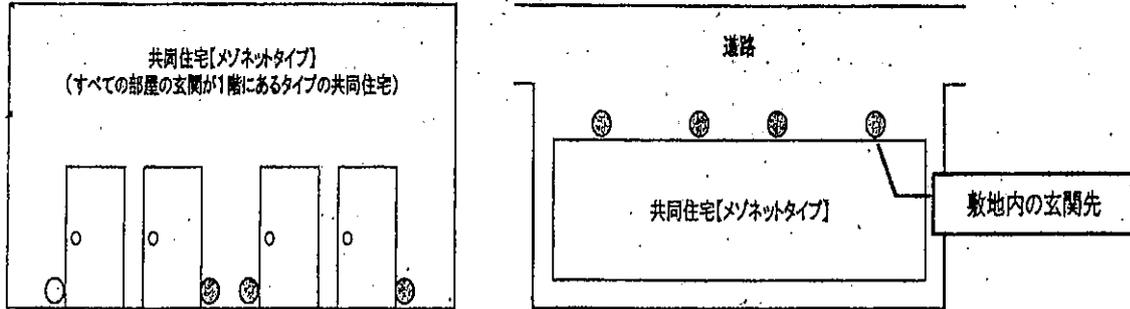
24

◆共同住宅◆

(1) 通常の共同住宅の場合



(2) メゾネットタイプの共同住宅(すべての部屋の玄関が1階にある共同住宅)



(3) 団地や大規模共同住宅については、新たな収集容器を設置することにより、クレーン付き車両での収集は行わないものとします。

25

分別収集の推進と戸別収集移行後の対策

(1) 生ごみ減量化処理機器購入費助成・資源集団回収報奨金制度
現行事業として実施している本制度について、さらにPRすることにより、
ごみの減量化・資源化の推進を図ります。また、一次処理をされた
たい肥の有効利用方法や資源集団回収ができる新たな品目等
について検討を行っていきます。

(2) 分別収集の拡充

小型廃家電類などには再資源化が可能な基盤などが含まれており、
不燃ごみから分別して回収することにより、再資源化を図ることが可能と
なります。循環型社会の形成に資する新たな回収品目について実験
回収等を実施してきましたが、排出量が少なく小型廃家電類単品目を
回収するための専用車両を用意することは難しいため、新たな回収体
制については費用対効果を鑑みて検討していきます。

26

(3)再資源化や効率処理の研究

食用廃油のディーゼル燃料への再資源化、生ごみによるガスや電力発電等、効率的に再資源化が可能な取り組みについて情報収集や実験収集回収等、研究を進めます。

(4)カラス、猫被害対策

戸別収集の効果の一つとして、排出者が適切にごみ出しをすることであるが、一方でカラスや猫等がごみを荒らし散乱する場合があります。それを防止するため、希望者には収集方法の変更時に鳥獣対策用の容器(ポリバケツ等)の配布を行います。配布については移行時のみとし、配布後については販売店の情報提供を行うとともに、販売をしていただくよう販売店にも協力を呼び掛けていきます。

(5)収集後の排出及び不法投棄対策

収集後の排出への対応が懸念されるため、収集時間を必ず守って排出をするよう周知に努めていきます。また、警察との連携の強化、不法投棄の防止措置に関する規定の制定等についても検討をしていくことで不法投棄への対応を強化します。

27

財政計画について

家庭ごみ有料化の実施に伴う財政計画については、「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画」に記載の「家庭ごみ有料化財政計画」のとおりです。なお、試算にあたって、一次経費については実施までに必要となる設備購入費や周知に必要な経費等を算出することとした。経常経費については、柳泉園組合の負担金等が2年前の実績を元に算出される仕組みであることから、負担金等については有料化実施からそのままの経常経費を算出することとしました。経常経費算出の条件として、排出されるごみ量について、燃やせるごみと燃やせないごみは平成26年度ごみ量の15%減、容器包装プラスチックについては現状のままを見込んでいます。収集体制等については本実施計画に沿って試算した結果ではありますが、今後新たな課題等が生じたときは変更もあり得るものとします。

家庭ごみ有料化に伴うスケジュール

項目	平成27年11月			平成28年1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
市民周知関係	アンケート調査の実施																													
	市民周知関係の構築(随時開催) ポツクス集去集積及び集去作業に伴う市民説明(随時開催) 広域への呼び込み広域、の呼び込みポツクス、ポツクス、ポツクスの配布等の周知 収集業者の配布準備・配布																													
市議会対応	実施計画(原案)決定 実施計画(案)表示																													
	実施計画(案)決定 実施計画(案)表示 ポツクス集去集積及び集去作業に伴う市民説明(随時開催) 広域への呼び込み広域、の呼び込みポツクス、ポツクス、ポツクスの配布等の周知 収集業者の配布準備・配布																													
その他有料化事務	実施計画(案)決定 実施計画(案)表示																													
	実施計画(案)決定 実施計画(案)表示 ポツクス集去集積及び集去作業に伴う市民説明(随時開催) 広域への呼び込み広域、の呼び込みポツクス、ポツクス、ポツクスの配布等の周知 収集業者の配布準備・配布																													
収集委託業者関係	実施計画(案)決定 実施計画(案)表示																													
	実施計画(案)決定 実施計画(案)表示 ポツクス集去集積及び集去作業に伴う市民説明(随時開催) 広域への呼び込み広域、の呼び込みポツクス、ポツクス、ポツクスの配布等の周知 収集業者の配布準備・配布																													

項目	平成28年10月			11月			12月			平成29年1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
市民周知関係	市民周知関係の構築(随時開催) ポツクス集去集積及び集去作業に伴う市民説明(随時開催) 広域への呼び込み広域、の呼び込みポツクス、ポツクス、ポツクスの配布等の周知 収集業者の配布準備・配布																													
	市民周知関係の構築(随時開催) ポツクス集去集積及び集去作業に伴う市民説明(随時開催) 広域への呼び込み広域、の呼び込みポツクス、ポツクス、ポツクスの配布等の周知 収集業者の配布準備・配布																													
市議会対応	ポツクス集去集積及び集去作業に伴う市民説明(随時開催) 広域への呼び込み広域、の呼び込みポツクス、ポツクス、ポツクスの配布等の周知 収集業者の配布準備・配布																													
	ポツクス集去集積及び集去作業に伴う市民説明(随時開催) 広域への呼び込み広域、の呼び込みポツクス、ポツクス、ポツクスの配布等の周知 収集業者の配布準備・配布																													
その他有料化事務	ポツクス集去集積及び集去作業に伴う市民説明(随時開催) 広域への呼び込み広域、の呼び込みポツクス、ポツクス、ポツクスの配布等の周知 収集業者の配布準備・配布																													
	ポツクス集去集積及び集去作業に伴う市民説明(随時開催) 広域への呼び込み広域、の呼び込みポツクス、ポツクス、ポツクスの配布等の周知 収集業者の配布準備・配布																													
収集委託業者関係	ポツクス集去集積及び集去作業に伴う市民説明(随時開催) 広域への呼び込み広域、の呼び込みポツクス、ポツクス、ポツクスの配布等の周知 収集業者の配布準備・配布																													
	ポツクス集去集積及び集去作業に伴う市民説明(随時開催) 広域への呼び込み広域、の呼び込みポツクス、ポツクス、ポツクスの配布等の周知 収集業者の配布準備・配布																													

⇒ 平成29年7月1日より、家庭ごみ有料化をスタート

ダストボックス撤去に伴う今後の排出方法について
(平成28年5月以降～平成29年6月まで)

品目	日程	戸建住宅		共同住宅	
		ボックス方式 (清掃施設・路上ボックス)	ステーション方式 (数軒のグループによる収集)	ボックス方式 (居住者専用)	袋収集方式 (ボックス以外の容器等)
缶 PETボトル	平成28年 5月以降	代替容器に変更 (有料化後は戸別収集となります)	コンテナ(カゴ)→変更なし (有料化後は戸別収集となります) ボックス→代替容器に変更 (有料化後は戸別収集となります)		専用の収集場所がない
	平成28年 10月以降	戸別収集に変更	戸別収集に変更	代替容器に変更 変更はありません	専用の収集場所を設ける必要があるため戸別収集への変更前までに管理会社等にご連絡ください。
燃やせないごみ	今までもどおり変更はありません	今までもどおり変更はありません(有料化後は戸別収集となります)		今までもどおり変更はありません	
容器包装プラスチック	今までもどおり変更はありません	今までもどおり変更はありません(有料化後は戸別収集となります)		今までもどおり変更はありません	今までもどおり変更はありません(有料化後は決められた専用の集積所への排出となります)
	びん	今までもどおり変更はありません(有料化後は戸別収集となります)		今までもどおり変更はありません	
紙類	今までもどおり変更はありません	今までもどおり変更はありません(有料化後は戸別収集となります)		今までもどおり変更はありません	

平成29年7月1日より家庭ごみ有料化をスタート(予定)